

## 処方せんに関する法令の規定について

### 【医師法・歯科医師法】

#### 医師法（昭和23年7月30日法律第201号）

第20条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後24時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

第22条 医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して処方せんを交付しなければならない。ただし、患者又は現にその看護に当たっている者が処方せんの交付を必要としない旨を申し出た場合及び次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。

- 一 暗示的效果を期待する場合において、処方せんを交付することがその目的の達成を妨げるおそれがある場合
- 二 処方せんを交付することが診療又は疾病の予後について患者に不安を与え、その疾病の治療を困難にするおそれがある場合
- 三 病状の短時間ごとの変化に即応して薬剤を投与する場合
- 四 診断又は治療方法の決定していない場合
- 五 治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合
- 六 安静を要する患者以外に薬剤の交付を受けることができる者がいない場合
- 七 覚せい剤を投与する場合
- 八 薬剤師が乗り組んでいない船舶内において薬剤を投与する場合

#### 歯科医師法（昭和23年7月30日法律第202号）

第20条 歯科医師は、自ら診察しないで治療をし、又は診断書若しくは処方せんを交付してはならない。

第21条 歯科医師は、患者に対し治療上薬剤を調剤して投与する必要があると認めた場合には、患者又は現にその看護に当たっている者に対して処方せんを交付しなければならない。ただし、患者又は現にその看護に当たっている者が処方せんの交付を必要としない旨を申し出た場合及び次の各号の一に該当する場合には、その限りでない。

- 一 暗示的效果を期待する場合において、処方せんを交付することがその目的の達成を妨げるおそれがある場合
- 二 処方せんを交付することが診療又は疾病の予後について患者に不安を与え、その疾病の治療を困難にするおそれがある場合

- 三 病状の短時間ごとの変化に即応して薬剤を投与する場合
- 四 診断又は治療方法の決定していない場合
- 五 治療上必要な応急の措置として薬剤を投与する場合
- 六 安静を要する患者以外に薬剤の交付を受けることができる者がいない場合
- 七 薬剤師が乗り組んでいない船舶内において、薬剤を投与する場合

医師法施行規則（昭和23年10月27日厚生省令第47号）

第21条 医師は、患者に交付する処方せんに、患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、用量、発行の年月日、使用期間及び病院若しくは診療所の名称及び所在地又は医師の住所を記載し、記名押印又は署名しなければならない。

歯科医師法施行規則（昭和23年10月27日厚生省令第48号）

第20条 歯科医師は、患者に交付する処方せんに、患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、用量、発行の年月日、使用期間及び病院若しくは診療所の名称及び所在地又は歯科医師の住所を記載し、記名押印又は署名しなければならない。

## 【薬剤師法】

### 薬剤師法（昭和35年8月10日法律第146号）

（処方せんによる調剤）

第23条 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

（処方せん中の疑義）

第24条 薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによつて調剤してはならない。

## 【健康保険法（医療保険制度）】

### 健康保険法施行規則（大正15年7月1日内務省令第36号）

（処方せんの提出）

第54条 法第63条第3項各号に掲げる薬局（以下「保険薬局等」という。）から薬剤の支給を受けようとする者は、保険医療機関等において、診療に従事する保険医又は医師若しくは歯科医師が交付した処方せんを当該保険薬局等に提出しなければならない。ただし、当該保険薬局等から被保険者証の提出を求められたときは、当該処方せん及び被保険者証を（被保険者が法第74条第1項第2号又は第3号の規定の適用を受けるときは、高齢受給者証を添えて）提出しなければならない。

### 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年4月30日厚生省令第15号）

（処方せんの交付）

第23条 保険医は、処方せんを交付する場合には、様式第2号又はこれに準ずる様式の処方せんに必要な事項を記載しなければならない。

2 保険医は、その交付した処方せんに関し、保険薬剤師から疑義の照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。

# 処 方 せ ん

(この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担者番号						保 険 者 番 号					
公費負担医療 の受給者番号						被保険者証・被保険 者手帳の記号・番号					

患 者	氏 名				保険医療機関の 所在地及び名称
	生年月日	明 大 昭 平	年 月 日	男・女	電 話 番 号
	区 分	被保険者	被扶養者		保 険 医 氏 名 <span style="float: right;">(印)</span>

交付年月日	平成 年 月 日	処方せんの 使用期間	平成 年 月 日	特に記載のある場合 を除き、交付の日を含 めて4日以内に保険薬 局に提出すること。
-------	----------	---------------	----------	--

処 方				
--------	--	--	--	--

備 考				
	後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更が全て 不可の場合、以下に署名又は記名・押印			
	保険医署名			

調剤済年月日	平成 年 月 日	公費負担者番号				
保険薬局の所在 地及び名称 保険薬剤師氏名	(印)		公費負担医療の 受給者番号			

- 備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。その際、処方薬の一部について後発医薬品への変更と差し支えがあると判断した場合には、当該薬剤の銘柄名の近傍にその旨記載することとし、「保険医署名」欄には何も記載しないこと。
2. この用紙は、日本工業規格 A 列5番とすること。
3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年4月30日厚生省令第16号）

（調剤の一般的方針）

第8条 保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）は、保険医等の交付した処方せんに基づいて、患者の療養上妥当適切に調剤並びに薬学的管理及び指導を行わなければならない。

2 保険薬剤師は、調剤を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。

3 保険薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が次条に規定する厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」

（昭和51年8月7日保険発第51号保険局医療課長、保険局歯科医療管理官通知）

別紙1 診療報酬請求書等の記載要領

Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第2）

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(24) 「投薬」欄について

ア 入院分について

(ア) 内服薬及び浸煎薬を投与した場合は内服の項に、屯服薬を投与した場合は屯服の項に、外用薬を投与した場合は外用の項にそれぞれの調剤単位数及び薬剤料の総点数を記載し、その内訳については、「摘要」欄に所定単位当たりの薬剤名、投与量及び投与日数等を記載すること。

また、調剤料を算定する場合は、調剤の項に日数及び点数を記載すること。

(イ) 薬剤名、規格単位（%又はmg等）及び投与量を「摘要」欄に記載すること。

（中略）なお、複数の規格単位のある薬剤について最も小さい規格単位を使用する場合は、規格単位は省略して差し支えない。

Ⅳ 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項

第2 調剤報酬明細書の記載要領（様式第5）

2 調剤報酬明細書に関する事項

(21) 「処方」欄について

ア 所定単位（内服薬（浸煎薬、湯薬及び一包化薬を除く。以下同じ。）及び一包化薬にあつては1剤1日分、内服用滴剤、屯服薬、浸煎薬、湯薬、注射薬及び外用薬にあつては1調剤分）ごとに調剤した医薬品名、用量（内服薬については、1日用量、内服用滴剤、注射薬及び外用薬については、投薬全量、屯服薬については1回用量及び投薬全量）、剤形及び用法（注射薬及び外用薬については、省略して差し支えない。）を記載し、次の行との間を線で区切ること。

なお、浸煎薬及び湯薬の用量については、投薬全量を記載し、投薬日数についても併せて記載すること。

（後略）

ウ 医薬品名は原則として調剤した薬剤の名称、剤形及び含量を記載すること。

(22) 「単位薬剤料」欄について

「処方」欄の1単位（内服薬及び一包化薬にあつては1剤1日分、内服用滴剤、屯服薬、浸煎薬、湯薬、注射薬及び外用薬にあつては1調剤分）当たりの薬剤料を記載すること。（後略）

(23) 「調剤数量」欄について

ア 「処方」欄記載の処方内容に係る調剤の単位数（内服薬及び一包化薬にあつては投薬日数、内服用滴剤、浸煎薬、湯薬、屯服薬、注射薬及び外用薬にあつては調剤回数）を調剤月日ごとに記載すること。

## 別紙2

### 診療録等の記載上の注意事項

#### 第5 処方せんの記載上の注意事項

##### 7 「処方」欄について

投薬すべき医薬品名、分量、用法及び用量を記載し、余白がある場合には、斜線等により余白である旨を表示すること。

(1) 医薬品名は、原則として薬価基準に記載されている名称を記載することとするが、一般名による記載でも差し支えないこと。

なお、当該医薬品が、薬価基準上、2以上の規格単位がある場合には、当該規格単位をも記載すること。

また、保険医療機関と保険薬局との間で約束されたいわゆる約束処方による医薬品名の省略、記号等による記載は認められないものであること。

(2) 分量は、内服薬については1日分量、内服用滴剤、注射薬及び外用薬については投与総量、屯服薬については1回分量を記載すること。

(3) 用法及び用量は、1回当たりの服用（使用）量、1日当たり服用（使用）回数及び服用（使用）時点（毎食後、毎食前、就寝前、疼痛時、〇〇時間毎等）、投与日数（回数）並びに服用（使用）に際しての留意事項等を記載すること。

○ 診療報酬明細書  
(医科入院)

都道府 医療機関コード  
県番号

1	1 社・国	3 後期	1 単独	1 本入	7 高入一
医科	2 公費	4 退職	2 2 併	3 六入	
			3 3 併	5 家入	9 高入7

平成 年 月分

公費負担者番号①	公費負担医療の受給者番号①
公費負担者番号②	公費負担医療の受給者番号②

保険者番号	給付割合
	10 9 8 7 ( )

被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号

区分	精神 結核 療養	特記事項
氏名		
職務上の事由	1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害	

保険医療機関の所在地及び名称

傷病名	(1) 年 月 日	転	治ゆ	死亡	中止	診療開始日	診療実日数	保険公費①公費②
	(2) 年 月 日							
	(3) 年 月 日							

1 1	初診	時間外・休日・深夜	回	点	公費分点数
1 3	医学管理				
1 4	在宅				
2 0	投薬	21 内服 22 屯服 23 外用 24 調剤 26 麻毒 27 調基	単位 単位 単位 日 日		
3 0	注射	31 皮下 32 静脈 33 その他	内回 内回 他回		
4 0	処置	薬 剤	回		
5 0	手術	麻酔 薬 剤	回		
6 0	検査	理 薬 剤	回		
7 0	画像	断 薬 剤	回		
8 0	その他	薬 剤			

9 0	入院	入院年月日 年 月 日	90 入院基本料・加算 点
			× 日間 × 日間 × 日間 × 日間 × 日間
			92 特定入院料・その他

9 7	基準	円× 回	※公費負担点数 点
食事・生活	特別食堂環境	円× 回 円× 日 円× 日	基準(生) 円× 回 特別(生) 円× 回 減・免・猶・I・II・3月超

療養の給付	請求点	※決定点	負担金額 円	減額割(円)免除・支払猶予	円	請求点	※決定点	円	(標準負担額)円
公費①	点	※	点		円	点	※	円	円
公費②	点	※	点		円	点	※	円	円

備考 1. この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。  
2. ※印の欄は、記入しないこと。

○診療報酬明細書  
(医科入院外)

都道府 医療機関コード  
県番号

1	1 社・国	3 後期	1 単独	2 本外	8 高外一
医科	2 公費	4 退職	2 2 併	4 六外	0 高外7
			3 3 併	6 家外	

平成 年 月 分

公費負担者番号①	公費負担医療の受給者番号①
公費負担者番号②	公費負担医療の受給者番号②

保険者番号	給付割合
	10 9 8 7 ( )

被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号

氏名	特記事項
1 男 2 女 1 明 2 大 3 昭 4 平 . . 生	保険医療機関の所在地及び名称
職務上の事由	1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害

傷病名	(1)	(2)	(3)	診療開始日	転帰	治ゆ	死亡	中止	保険診療実日数①	公費②	日
				(1) 年 月 日							日
				(2) 年 月 日							日
				(3) 年 月 日							日

1 1	初診	時間外・休日・深夜	回	点	公費分点数
1 2	再診		×	回	
	外来管理加算		×	回	
	時間外		×	回	
	休日		×	回	
	深夜		×	回	
1 3	医学管理				
1 4	往診			回	
	夜間			回	
	深夜・緊急			回	
	在宅患者訪問診療			回	
	その他				
	在宅薬				
2 0	21 内服薬調剤	×		単位	
	22 屯服薬調剤			単位	
	23 外用薬調剤	×		単位	
	25 処方	×		回	
	26 麻毒			回	
	27 調剤				
3 0	31 皮下筋肉内			回	
	32 静脈内			回	
	33 その他			回	
4 0	処置			回	
	薬剤				
5 0	手術			回	
	麻酔				
6 0	検査			回	
	病理				
7 0	画像			回	
	診断				
8 0	処方せん			回	
	その他				
	薬剤				

療養の給付①	請求点	※	決定点	一部負担金額	円
給付②				減額制(円)免除・支払猶予	円
	点	※	点		円
	点	※	点	円	※ 高額療養費 円 ※公費負担点数 点 ※公費負担点数 点

備考 1. この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。  
2. ※印の欄は、記入しないこと。



○ 調剤報酬明細書

都道府 薬局コード  
県番号

平成 年 月分

4 調剤	1 社・国 2 公費	3 後期 4 退職	1 単 2 2 3 3	併 6	2 本外 4 六外 6 家外	8 高外一 0 高外七
---------	---------------	--------------	-------------------	--------	----------------------	----------------

公費負担者番号①	公費負担医療の受給者番号①
公費負担者番号②	公費負担医療の受給者番号②

保険者番号	給付割合	10 9 8 7 ( )
被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号		

氏名 1男 2女 1明 2大 3昭 4平 . . 生  
職務上の事由 1 職務上 2 下船後3月以内 3 通勤災害  
特記事項

保険薬局の所在地及び名称

所在地医療及び機関名称	1	6	受付回数 回 回 回
	2	7	
	3	8	
	4	9	
	5	10	

医師番号	処方月日	調剤月日	処方	調剤数量	調剤報酬点数			公費分点数
					医薬品名・規格・用量・剤形・用法	単剤薬剤料	調剤料	
	.	.		点	点	点	点	点
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						
	.	.						

摘要	※高額療養費	円
	※公費負担点数	点
	※公費負担点数	点

保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円	調剤基本料	時間外等加算	薬学管理料
			減額 割(円) 免除・支払猶予	点	点	点
公費①	点	※ 点	円	点	点	点
公費②	点	※ 点	円	点	点	点

備考 1. この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。  
2. ※印の欄は、記入しないこと。